Press Release

大阪西労働基準監督署発表令和6年11月27日

大阪西労働基準監督署 電話 06-7713-2021

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 ~クレーンの運転について一定の合図を行わせなかった疑い~

令和6年11月27日,大阪西労働基準監督署(署長 本多正道)は,誠工株式会社及び 同社製造部主任を労働安全衛生法違反の疑いで,大阪地方検察庁に書類送検した。

1 被疑者

(1) 誠工株式会社(以下「被疑会社」という。)

本店所在地:兵庫県神戸市兵庫区大開通

作 業 所:大阪府大阪市大正区南恩加島

事業内容:溶接,組立業務等

(2) 同社製造部主任A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

労働安全衛生法違反 同法第 20 条第 1 号 クレーン等安全規則第 25 条第 1 項 同法第 119 条第 1 号(罰則) 同法第 122 条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、大阪府大阪市大正区南恩加島の被疑会社作業所において、鋼材の組立作業を指揮し安全を管理する管理責任者であるが、同人はクレーンを用いて作業を行わせるにあたり、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行う者を指名して、その者に合図を行わせなければならないのに、これを行わせなかった疑い。

4 参考事項

(1) 令和6年6月17日,大阪府大阪市大正区南恩加島の被疑会社作業所において,クレーンの作業中に倒れてきた鋼材に挟まれて労働者Bが死亡するという労働災害が発生している。

- (2) クレーン等安全規則では、クレーンの運転者に単独で作業を行わせるときを除き、クレーンを用いて作業を行なうときは、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならないと定められている。
- (3) 適用法条文は、別紙のとおり。

労働安全衛生法

第二十条(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物,発火性の物,引火性の物等による危険
- 三 電気, 熱その他のエネルギーによる危険

第百十九条 (罰則)

<u>次</u>の各号のいずれかに該当する者は,六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条, <u>第二十条</u>から第二十五条まで, 第二十五条の二第一項, 第三十条 の三第一項若しくは第四項, 第三十一条第一項, 第三十一条の二, 第三十三条 第一項若しくは第二項, 第三十四条, 第三十五条, 第三十八条第一項, 第四十条 第一項, 第四十二条, 第四十三条, 第四十四条第六項, 第四十四条の二第七項, 第五十六条第三項若しくは第四項, 第五十七条の四第五項, 第五十七条の五第五項, 第五十九条第三項, 第六十一条第一項, 第六十五条第一項, 第六十五条の四, 第六十八条, 第八十九条第五項 (第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。), 第九十七条第二項, 第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二~四 (略)

第百二十二条 (両罰)

<u>法人の</u>代表者又は法人若しくは人の代理人,<u>使用人その他の従業者が</u>,その法人又は人の業務に関して,第百十六条,第百十七条,<u>第百十九条</u>又は第百二十条の違反行為をしたときは,行為者を罰するほか,その法人又は人に対しても,各本条の罰金刑を科する。

クレーン等安全規則

第二十五条(運転の合図)

1 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。 ただし、クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。

 $2 \sim 3$ (略)